

平成 30 年 4 月 2 日

花巻農業協同組合

## 金融円滑化に向けた取組みについて

J Aいわて花巻（代表理事組合長 阿部勝昭）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。今般、別紙1のとおり金融円滑化にかかる基本の方針を制定し、取組み体制を強化いたしました。当 J Aでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

※ ご相談窓口につきましては、別紙2のとおりご案内いたします。

(平成 22 年 1 月 21 日制定)

改正 平成 25 年 7 月 29 日

## 金融円滑化にかかる基本的方針

当 J A いわて花巻（以下「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再

生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 金融円滑化管理委員会の設置

組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

金融担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

**附 則**（平成22年1月21日）

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

**附 則**（平成25年7月29日）

この改正方針は、平成25年4月1日から遡及施行する。

## 金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当JAでは、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところ  
です。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、  
本支店の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様から、き  
め細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

以上

### お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
JAいわて花巻金融本店	花巻市野田 335-2	本店営業課	0198-23-0984
花巻支店	花巻市豊沢町 244-1	金融課	0198-24-9111
矢沢支店	花巻市高木 11-75	金融課	0198-23-5218
宮野目支店	花巻市東宮野目 1-60	金融課	0198-26-2020
湯本支店	花巻市湯本 4-31-8	金融課	0198-27-2326
湯口支店	花巻市円万寺字法船 134-3	金融課	0198-28-2224
太田支店	花巻市太田 31-319-2	金融課	0198-28-2011
笹間支店	花巻市北笹間 13-45	金融課	0198-29-2211
石鳥谷支店	花巻市石鳥谷町八幡 4-160	金融課	0198-45-6331
石鳥谷東支店	花巻市石鳥谷町新堀 55-51-1	金融課	0198-45-3511
大迫町支店	花巻市大迫町大迫 4-41	金融課	0198-48-3112
東和町支店	花巻市東和町土沢 6区 111	金融課	0198-42-3115
北上支店	北上市流通センター 19-33	金融課	0197-71-1322
みなみ支店	北上市鬼柳町川原小屋 41-1	金融課	0197-67-5115
さくら支店	北上市立花 3-120	金融課	0197-61-0811
二子支店	北上市二子町鳥喰 211-1	金融課	0197-66-5051
和賀町支店	北上市和賀町藤根 18-39-3	金融課	0197-73-5111
江釣子支店	北上市上江釣子 17-210-1	金融課	0197-77-2511
岩崎支店	北上市和賀町岩崎 28-132	金融課	0197-73-7755
横川目支店	北上市和賀町横川目 11-208-28	金融課	0197-72-2311
湯田支店	和賀郡西和賀町川尻 40-40-32	金融課	0197-82-3135
沢内支店	和賀郡西和賀町沢内字太田 2-81-1	金融課	0197-85-3211
遠野支店	遠野市松崎町白岩 15-10-1	金融課	0198-62-2474
上郷支店	遠野市上郷町細越 8-11-1	金融課	0198-65-2855
宮守支店	遠野市宮守町字下宮守 29-73-18	金融課	0198-67-3111
大槌支店	上閉伊郡大槌町大槌 16-28	金融課	0193-42-4170
鶴住居支店	釜石市鶴住居町 8-36-1	金融課	0193-28-2043
釜石支店	釜石市大渡町 1-1-11	金融課	0193-22-2284

(ご相談受付時間：平日9時～17時)

なお、貸出条件変更等に係るご意見・苦情につきましては、金融部融資課  
にてお受けいたします。

苦情相談窓口 (金融部融資課) 0198-22-6170

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 3月末まで	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末
貸付の条件変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	36	36	36	36	36	36	36	36	36
うち、実行に係る貸付債権の数	26	26	26	26	26	26	26	26	26
うち、謝絶に係る貸付債権の数	6	6	6	6	6	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4	4	4

	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末	平成31年 3月末
貸付の条件変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	36	36	38	38	39				
うち、実行に係る貸付債権の数	26	26	28	28	29				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	6	6	6	6	6				
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4				

注)実施状況における「貸付けの条件変更等」の定義等は、「農林水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時処置に関する命令」に基づいて計上しております。

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 3月末まで	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末
貸付の条件変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	80	82	83	84	87	87	87	87	87
うち、実行に係る貸付債権の数	51	54	54	54	58	58	58	58	58
うち、謝絶に係る貸付債権の数	24	24	25	26	26	26	26	26	26
うち、審査中の貸付債権の数	2	1	1	1	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3

	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末	平成31年 3月末
貸付の条件変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	88	88	89	89	90				
うち、実行に係る貸付債権の数	58	59	60	60	61				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	26	26	26	26	26				
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	3	3	3	3				

注) 実施状況における「貸付けの条件変更等」の定義等は、「農林水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時処置に関する命令」に基づいて計上しております。